

第3回 野田市消防委員会

令和 2 年 2 月 10 日 (月)
午後 2 時 00 分から
市役所低層棟 4 階 委員会室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

(1) 救急件数の増加等に伴う組織や出動体制の在り方についての
答申案について

_____ 暫時休憩 (答申書の修正) _____

(2) 答申書の提出

(3) 消防団員の確保について

(4) その他

4 閉 会

(案)

令和 2 年 2 月 10 日

野田市長 鈴木 有 様

野田市消防委員会
委員長 隈本 邦彦

答 申 書

令和 元 年 1 2 月 1 8 日付け野消総第 2 8 7 号で諮問のありました、「救急件数の増加等に伴う組織や出動体制の在り方について」、当委員会においてこれまでの消防の概況や消防が抱えている課題を踏まえ慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 答 申

救急出動件数の増加については、喫緊の課題であります。

救急出動件数は年々増加し、現場到着時間も毎年延びている状況です。よって、救急出動に対する諸々の状況を確認したところ、救急の出動件数は昼間の時間帯が多いこと、さらに、出動件数全体の 6. 4 %は転院搬送であり、これも昼間に集中していることが大きな要因と判明しました。

これらの現状を踏まえ、市民サービスの更なる充実や救急出動件数の緩和を図るため、当面の対応として救急隊員 3 名による日勤救急隊を早期に編成し運用を開始することを答申とします。

なお、転院搬送については、現在、東葛飾北部地域メディカルコントロール協議会で検討中の「転院搬送の要請に関する手引き」を重視し、適正に要請していただくよう各医療機関に要望願います。

また、引き続き市民の方々には救急車の適正利用を呼びかけると共に、救急救命士の養成は継続しつつ、将来的には救急需要の増加に伴う救急隊の専従化を併せて検討願います。

転院搬送の要請に関する手引き(案)

東葛飾北部地域救急業務メディカルコントロール協議会
【構成市：松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市】

1 背景

消防機関による救急搬送件数は、高齢化の進展等により今後も増加する傾向にあります。平成28年には、総務省消防庁及び厚生労働省から、限りある搬送資源（救急車）を緊急性の高い事案に優先して投入するため、転院搬送に係る適正利用について各地域におけるルール化に向けガイドラインを作成するよう通知されております。

※平成28年3月31日消防救第34号（消防庁次長）/医政発第48号（厚生労働省医政局長）

「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」

これを踏まえて、当協議会では、消防機関が行う救急業務としての転院搬送に係る理解を深めていただき、緊急性の高い傷病者に優先的に搬送資源（救急車）を投入できるよう、消防機関と医療機関が共通の理解が図れるようガイドラインを作成しましたので、転院搬送の適正かつ円滑な遂行に御協力をお願いします。

2 目的

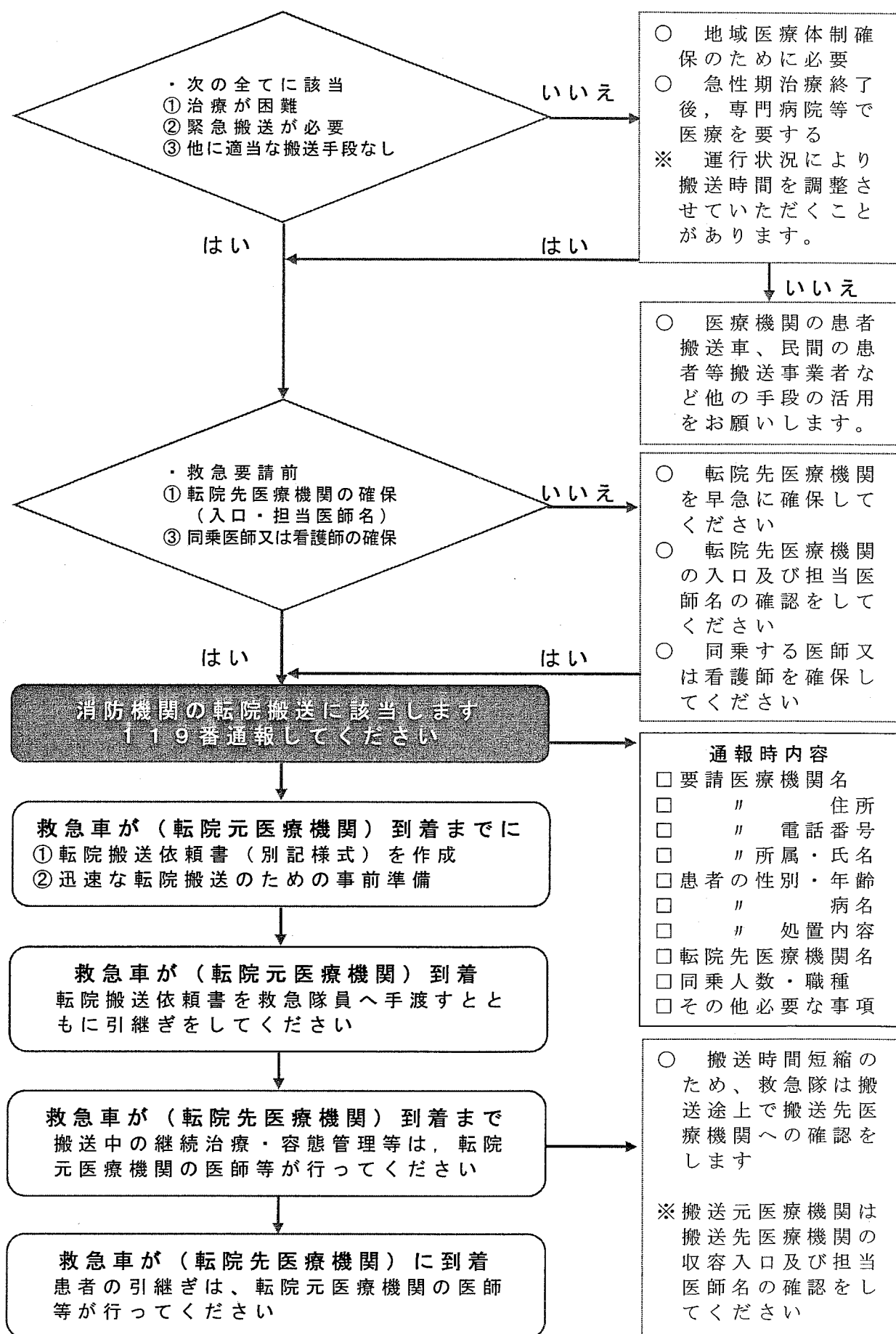
この「転院搬送の要請に関する手引き」は、消防機関による転院搬送の基準を定めることにより、東葛飾北部地域救急業務メディカルコントロール協議会構成市の松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市の各消防（局）本部及び当該構成地域の医療機関が相互に理解し、消防機関が実施する救急業務は緊急性のある傷病者の搬送を対象とするものであること、また、地域における医療体制の確保等のために実施される転院搬送についても改めて共有することで転院搬送の適正かつ円滑な遂行に資することを目的とします。

3 転院搬送時の確認ポイント

1 1 9 番 通 報 前	
1 転院搬送の要件	次の<u>全てに該当すると医師が判断した場合に</u>消防機関の転院搬送の対象になります。 ☐ 要請元医療機関での治療が困難 ☐ 他の専門病院に緊急に搬送する必要がある ☐ 他に適当な搬送手段がない ※ ただし、地域における医療体制の確保のために必要な場合は対象となります。 また、一の医療機関において急性期の治療が終了した患者について、当該医療機関の医師が他の医療機関において専門医療又は相当の医療を要すると判断したときにおいても対象となる場合があります。 これらの場合は、救急車の運行状況等により搬送する時間等の調整をさせていただくことがあります。 <u>検査の終了や家族希望による等は転院搬送に該当しません。</u>
2 搬送先医療機関の確保	要請元医療機関があらかじめ転院先医療機関から受入れの了解を得てください。 ※ 搬送時間の短縮を図るため、救急隊は、搬送前に転院先医療機関への確認は行わず、搬送途上で確認しますので、転院先病院の受入れ場所（入口）や担当医師名を確認して救急隊へ伝えてください。 ※ 搬送先医療機関は、特殊な疾患等を有する傷病者を除き、原則として傷病者の症状に適応した医療を速やかに施しうる東葛飾北部二次保健医療圏、又は隣接の医療圏とします。
救 急 搬 送 前	
3 転院搬送依頼書	要請元医療機関は、消防機関に対し、転院搬送依頼書（別記様式）を到着した救急隊に手渡してください。
4 医師又は看護師の同乗	原則として、要請元医療機関の医師又は看護師等の同乗が必要です。同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、搬送元医療機関が患者・家族等に説明し承諾を得てください。
そ の 他	
救急隊から必要な情報及び追加情報を求めることがあります。	

容体が安定した患者や慢性期治療を目的とした病院（医院・診療所）間の搬送については、消防機関以外の搬送手段を活用いただきますよう御理解と御協力をお願いします。

4 転院搬送の要請手順



令和 2 年 2 月 10 日

野田市長 鈴木 有 様

野田市消防委員会

委員長 隈本 邦彦



答 申 書

令和 元 年 1 2 月 1 8 日付け野消総第 2 8 7 号で諮問のありました、「救急件数の増加等に伴う組織や出動体制の在り方について」、当委員会においてこれまでの消防の概況や消防が抱えている課題を踏まえ慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 答 申

救急出動件数の増加については、喫緊の課題であります。

救急出動件数は年々増加し、現場到着時間も毎年延びている状況です。よって、救急出動に対する諸々の状況を確認したところ、救急の出動件数は昼間の時間帯が多いこと、さらに、出動件数全体の 6. 4 %は転院搬送であり、これも昼間に集中していることが大きな要因と判明しました。

これらの現状を踏まえ、市民サービスの更なる充実や救急出動件数の緩和を図るため、当面の対応として救急隊員 3 名による日勤救急隊を早期に編成し運用を開始することを答申とします。

なお、転院搬送については、現在、東葛飾北部地域メディカルコントロール協議会で検討中の「転院搬送の要請に関する手引き」を重視し、適正に要請していただくよう各医療機関に要望願います。

また、引き続き市民の方々には救急車の適正利用を呼びかけると共に、救急救命士の養成は継続しつつ、将来的には救急需要の増加に伴う救急隊の専従化を併せて検討願います。

消防団員の確保について

近年、日本各地で様々な災害や火災が相次いでおり、災害の複雑化が一層進むことも想定され、大規模な災害への対応が急務となっている。

地域の消防防災体制の中核的役割を果たす消防団については、社会環境の変化等に伴い団員数は全国的な減少傾向であり、野田市消防団においても、年々減少の傾向となっている。

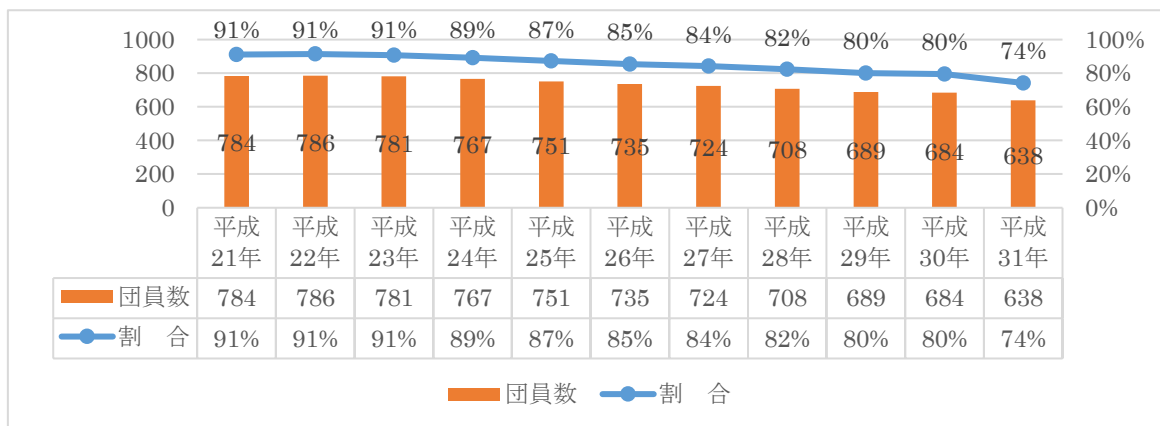
なお、令和元年10月に発生した台風19号では、大雨に伴う河川の増水により、市内50箇所の避難所が開設され、消防団は昼夜を問わず巡回広報を行い、多くの市民を避難所に導いた。

よって、消防団員の確保については、今後これまで以上に新たな取り組みを含めた施策を積極的に実施する必要がある。

1. 現 状

(1) 消防団員数の推移

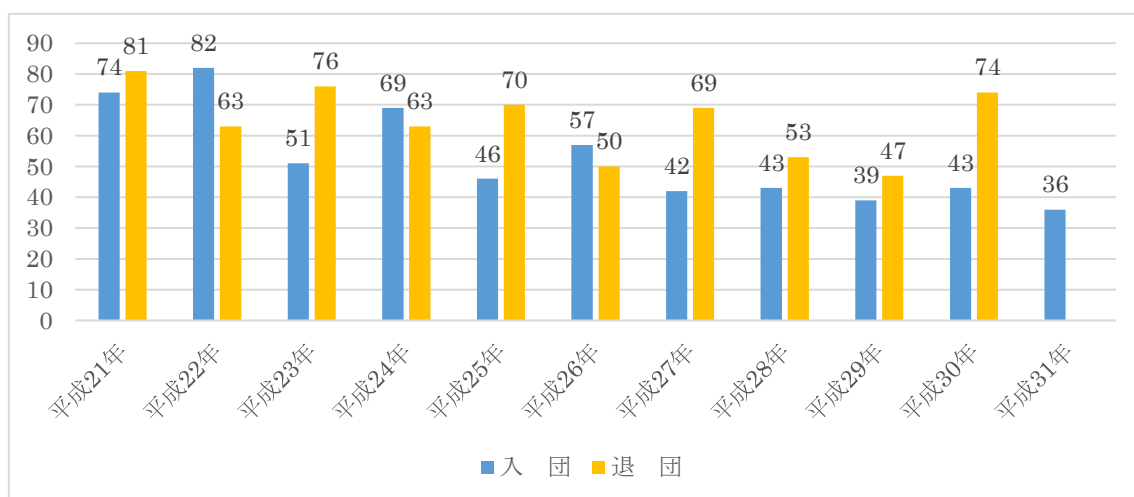
野田市の消防団員は、野田市消防団条例の定員860人に対し、平成21年は91%784人であったが、11年後の平成31年は74%638人となり、17%146人の減小となっている。



過去10年間の消防団員数

(2) 消防団員の入団及び退団数

消防団員の入団及び退団数は、平成21年から10年間で7年退団数が上回り、入団数546人に対し、退団数が646人と100人上回っている。



過去10年の入団・退団数

(3) 各分団（部）の状況

野田市消防団は860人の定数とし、団本部に団長、副団長、女性消防団、中央・南・北・関宿の4方面隊に56の分団（部）があり、各分団の定数は分団等が15人、部の定数は14人となっている。平成31年度の団員数を見ると定数を満たしている分団(部)は56分団中2分団(部)となり、54分団(部)が定数を下回り、さらに10人以下の分団(部)が22分団(部)発生している。

よって、一部の分団（部）では、消防団退職者であるOBに協力を求め、改めて団員として再入団していただくことが生じている。

（消防団員数過去5年間の経緯 参照）

消防団員数過去5年間の経緯							
各年4月1日現在							
	定 数	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
団本部	26	15	15	15	15	11	
中央	中央方面隊	5	5	5	5	5	5
	第1分団	15	15	15	14	14	13
	第2分団	15	14	14	12	13	11
	第3分団	15	15	12	12	11	11
	第4分団	15	13	15	14	9	10
	第5分団	15	12	10	7	7	6
	第6分団	15	10	10	9	10	10
	第7分団	15	11	10	8	10	9
	第8分団1部	15	13	14	13	12	9
	第8分団2部	14	13	14	14	13	13
	第8分団3部	14	12	9	8	8	8
	第8分団4部	14	14	12	12	12	10
	第9分団	15	14	12	13	13	12
	第10分団	15	15	15	15	15	13
	第11分団	15	11	13	13	13	11
	第12分団	15	14	14	14	15	14
南	南方面隊	5	5	5	5	5	5
	第13分団1部	15	10	9	9	7	8
	第13分団2部	14	8	8	8	8	8
	第14分団1部	15	12	14	14	14	13
	第14分団2部	14	4	4	4	4	3
	第15分団	15	14	13	13	15	15
	第16分団1部	15	14	14	14	13	13
	第16分団2部	14	13	13	13	11	10
	第17分団1部	15	14	14	14	14	14
	第17分団2部	14	12	13	13	14	12
	第18分団1部	15	14	14	14	14	14
	第18分団2部	14	6	8	8	9	7
北	北方面隊	5	5	4	4	5	5
	第19分団1部	15	9	9	12	13	13
	第19分団2部	14	11	11	9	11	11
	第20分団1部	15	13	13	13	10	10
	第20分団2部	14	11	14	14	12	12
	第20分団3部	14	12	13	9	9	6
	第21分団	15	15	15	15	13	11
	第22分団1部	15	13	13	13	13	13
	第22分団2部	14	14	13	13	12	13
	第22分団3部	14	12	13	13	13	11
	第22分団4部	14	13	11	10	11	11
	第23分団1部	15	12	12	11	12	13
	第23分団2部	14	13	12	13	12	12
	第24分団1部	15	14	13	13	14	13
	第24分団2部	14	13	14	14	14	14
関宿	関宿方面隊	5	5	1	5	5	5
	第25分団1部	15	15	15	13	13	14
	第25分団2部	14	13	11	10	9	10
	第25分団3部	14	13	13	13	13	13
	第26分団1部	15	10	10	10	12	11
	第26分団2部	14	15	12	11	10	8
	第26分団3部	14	14	13	13	13	9
	第27分団1部	15	14	14	14	14	11
	第27分団2部	14	15	14	14	15	15
	第27分団3部	14	15	14	14	14	11
	第28分団1部	15	11	10	10	10	10
	第28分団2部	14	11	11	9	8	7
	第29分団1部	15	14	12	12	12	12
	第29分団2部	14	8	8	7	7	6
	第29分団3部	14	8	8	8	8	11
	第30分団1部	15	8	8	10	10	9
	第30分団2部	14	14	14	14	14	10
合 計		860	725	706	690	684	638
充足率(%)		100	84.3	82.6	80.2	79.5	74.2

(4) 消防団員の就業状況

消防団員の就業区分は、被雇用者が445人と69.7%を占め、市内への在勤者は4人、市内勤務者は420人65.8%となっている。

消防団員就業区分内訳

平成31年4月1日現在

区 分	団員数	割 合
被雇用者	445人	69.7%
自営業者	123人	19.3%
家族従業員	55人	8.6%
学生	2人	0.3%
その他	13人	2.0%
計	638人	100%

市内への在勤者

区 分	団員数	割 合
市内在住者	634人	99.4%
市内への在勤者	4人	0.6%
計	638人	100%

勤務地内訳

区 分	団員数	割 合
市内	420人	65.8%
市外	217人	34.0%
不明	1人	0.2%
計	638人	100%

(5) これまでに消防団員確保に対する実施してきた取り組み

- 各署所及び消防団器具置場や自治会などに消防団員募集のポスター掲示
- 消防団募集を市ホームページや市報（毎年2月号）に掲載
- 消防救急フェア・防災フェアで消防団員募集ブースを開設
- 救命講習会で消防団募集のチラシやリーフレットの配布
- 成人式資料に消防団募集のチラシを同封
- 自治会や消防後援会組織との連携
- 野田市消防団協力事業所表示制度の導入
- 消防団条例の団員任命要件に市内在勤者を追加

(6) 東葛 9 市の状況

野田市の消防団員数は東葛 9 市の中では 638 人と一番多い団員数だが、団員定数が多いため充足率では 8 番目と低い状況となっている。また、団員の平均年齢は 38.7 歳と一番若いと共にそれに伴い在籍平均年数も 9.1 年と比較的低い状況である。

団員報酬は 36,500 円と近隣市並みとなっているが、出動手当は最大 7,000 円に対し 2,270 円と低い状況となっている。

東葛 9 市の消防団員数

平成 31 年 4 月 1 日

	団員定数	団員数	充足率	平均年齢	在籍平均年数
松戸市	640 人	559 人	87.3%	43.3 歳	12.9 年
市川市	400 人	327 人	81.8%	43.8 歳	13.5 年
船橋市	720 人	637 人	88.5%	42.9 歳	13.7 年
柏 市	631 人	631 人	100%	40.4 歳	9.9 年
流山市	300 人	297 人	99.0%	42.3 歳	11.3 年
我孫子市	266 人	228 人	85.7%	39.8 歳	12.6 年
鎌ヶ谷市	177 人	153 人	86.4%	41.5 歳	14.7 年
浦安市	230 人	93 人	40.4%	40.4 歳	5.5 年
野田市	860 人	638 人	74.2%	38.7 歳	9.1 年

東葛 9 市の消防団員の報酬

平成 31 年 4 月 1 日

	団員報酬	火災出動		訓練・警戒出動
松戸市	28,000 円	3,000 円(4 h 未)	7,000 円(4 h 以)	2,500 円
市川市	36,500 円	2,500 円(出動)	7,000 円(活動)	2,500 円
船橋市	36,500 円	3,500 円(4 h 未)	7,000 円(4 h 以)	2,500 円
柏 市	36,500 円	3,500 円(4 h 未)	7,000 円(4 h 以)	3,500 円
流山市	36,500 円	一律 7,000 円		2,300 円
我孫子市	36,500 円	3,500 円(4 h 未)	7,000 円(4 h 以)	3,500 円(4 h 未) 7,000 円(4 h 以)
鎌ヶ谷市	36,500 円	3,800 円		2,700 円
浦安市	50,000 円	一律 7,000 円		2,500 円
野田市	36,500 円	2,270 円		2,270 円

2. これまでの野田市消防委員会、消防組織検討会で出された各種意見

＜第1回野田市消防委員会＞ 令和元年8月16日

- ◇学生消防団の活用、事業所の協力、女性団員の推進が必要である。
- ◇ポンプ操法は、このままで良いのか、形を実態にそって見直すべきである。
- ◇操法大会は市民や団体に役に立っているのか、見直しを検討すべきである。
- ◇消防団員が朝、昼、夕方どこにいるか、市内にいるのか、把握したほうが良い。
- ◇市内の大学に消防団員加入促進をいただきたい。
- ◇分団に要支援者の名簿は負担感がある。
- ◇要支援者は自治会・消防団の協力なしではできない。

＜第1回消防組織検討会＞ 令和元年10月1日

- ◇近くの分団と合併し、団員増も考えられる。
- ◇普通免許で消防車両が運転できない団員がいる。
- ◇オートマ限定の団員がいて、消防車両が運転できない。
- ◇消防団員勧誘事例を提供願いたい。
- ◇車両や詰所の改善だけでなく、個人装備を充実願いたい。
- ◇水害の際は、胴長が必要だ。
- ◇機能別分団で消防団OBを活用するのは有りだ。
- ◇退団後のOBが団員として活動している。
- ◇自営団として、消防団員OBが活動している地区がある。
- ◇操法大会出場は、毎年は無理がある。
- ◇操法大会出場は、ポンプ車が2年、小型ポンプは3年に1度で良い。
- ◇操法大会出場は、小型ポンプは3年から4年に1度で良い。
- ◇団員勧誘で、対象者が非常に少ない地域がある。
- ◇日中、市内にいない家庭が非常に多い。

＜第2回消防組織検討会＞ 令和元年12月5日

- ◇大災害時には消防団員の力が必要であり、団員確保は深刻な課題である。
- ◇消防団の充実は人数だけではなく人材育成が必要である。
- ◇操法大会は、辞められるのか。
- ◇操法訓練は、現場活動時の事故発生を防ぐために必要である。
- ◇操法大会は、出場分団により温度差がある。
- ◇操法大会は、操法の基本であり機器の点検にも繋がり実施したほうが良い。
- ◇操法大会に出場しないと、細かい点に気が付かなくなる。

- ◇操法大会の練習をすると、分団内の仲が深まる。
- ◇操法大会の出場方法は現状（3年に1回ペース）が良い。
- ◇操法大会出場に対する訓練日数は、半年前から週2～3回で60回程度実施している。
- ◇操法大会出場に対する訓練日数は、半年前から週1～3回で勝ち抜いた場合100回程度実施となる。
- ◇操法大会出場に対する訓練日数は、1月から週3回程度実施している。
- ◇訓練日数を、強制はしていない、自主的に実施している。
- ◇訓練は分団ごとに温度差があり、日数を強制することはできない。
- ◇訓練は出場分団によってモチベーションが違うので難しい。分団に任せるしかない。
- ◇操法大会出場は順番だから仕方ない。団員数が不足しているところは飛ばしたこともあるが苦情が出た。
- ◇訓練の自主訓練は公務災害に該当するか。
- ◇消防団出動手当で他市では、1回4,000円や4時間超えたら7,000円のところがある。
- ◇中央では器具点検は月2回、水出し訓練は年1回、水利点検は地区を分けて月2回実施している。
- ◇南では、巡回・広報等を月3回全員参加で対応している。
- ◇北では、訓練を月1回、器具点検を2回程度実施し各部10人前後出動している。
- ◇関宿では、器具点検・水利点検を月1～2回実施し、5人～10人出動している。
- ◇点検等を班分けしたら都合で来なく点検が出来なかったことがある。
- ◇夜警は、3班に分け4～5名で実施し、火災予防週間は2～3回の割り振りとしている。
- ◇夜警の持ち回りは、境目が分からず、周回が1時間になり負担が増える。
- ◇夜警の持ち回りは分団ごとに事情が違う。
- ◇飲み会は、分団費で年2回、旅行は会費で年1回実施。飲み会も今年から会費制で考えている。
- ◇若い団員で旅行を楽しみにしている者もいる。
- ◇新年会、総会、忘年会は地元後援会の応援で開催している。旅行は積み立てで実施しているが半分くらいの参加である。
- ◇歓送迎会、忘年会、総会での飲み会は、自治会（後援会）援助とし、旅行はいかない分団も出ている。
- ◇消防団活動PRとして地元の運動会等に参加している分団もある。

- ◇学校のプール清掃に協力した分団もある。
- ◇自治会長を呼んで団員加入をお願いするが難しい。
- ◇消防団に入るメリットがないと入団してくれない。
- ◇消防団活動は地域に対する貢献だという使命感をPRすべきだ。
- ◇他市で啓発イラストコンクールや消防団PR動画の配信を実施している。
- ◇女性消防団の普通救命講習や各種行事での活躍がわからない。
- ◇女性消防団も規律等再確認していただきたい。
- ◇消防団装備で、ホースの金具を管槍タイプが良い。
- ◇無線機やチェンソーの配備を検討している。
- ◇活動服・はんてんに夜間光るものがほしい。

＜第2回野田市消防委員会＞ 令和元年12月18日

- ◇消防団員が少ないことで問題はあるのか。
- ◇地域の実情に沿った分析が必要である。
- ◇自治会によって分団に対する温度差がある。
- ◇新住民の多い地域はなり手が少ない。
- ◇消防団の地域の役割について見直す時期である。
- ◇何のために消防団を確保するのかを市民に説明が必要である。
- ◇消防団活動で一番大事なのは日常的な防災意識の向上である。
- ◇地域を自分たちの命を守る消防団が欠かせないアピールが必要である。
- ◇先の台風で消防団員が地域を回って避難勧告、誘導したことを示すこと。
- ◇機能別消防団や学生消防団を活用してほしい。
- ◇大災害での被害状況調査や防火水槽の点検には消防団員のマンパワーが必要で団員減はままならない。
- ◇消防団員はいざという時に頼りになる存在であることをアピールしてもらいたい。
- ◇機能別分団も検討願いたい。

3. 消防団員確保に係る基本的な考え方

近年、災害が多様化・大規模化し、様々な役割が消防団に求められる。さらに、今後発生が危惧される首都直下地震等の大規模災害等に備えることも必要である。このため、消防団員数の確保と質の向上を通じて、消防団の災害対応能力の向上を図ることが求められる。

(1) 基本団員を中心とした消防団員の確保

- ①基本団員の質の向上（負担軽減）を図る。
- ②消防団の知名度・イメージアップが必要である。

(2) 大規模災害時のマンパワー確保

- ①「大規模災害団員」の導入が必要である。
- ②自治会・自主防災組織等と消防団の連携が必要である。

(3) 多様な人材活用

- ①女性消防団員の入団促進が必要である。
- ②地方公務員の入団促進が必要である。
- ③消防団員OBの入団促進が必要である。
- ④学生の消防団活動への参加促進が必要である。

(4) 処遇・装備の改善等

- ①出動手当の適切な額への引き上げが必要である。
- ②消防団の資器材の改善を計画的に行う必要がある。

4. 消防団員確保に向けた重点取組

これまでの消防団の現状を留意の上、現在実施している消防団員の確保方策については継続しつつ、地域の実情に応じた消防団員の確保について積極的な取り組みを行うこととする。

(1) 基本団員を中心とした消防団員の確保等

①基本団員の質の向上（負担軽減）

項 目	対 応 策
操法大会の見直し	・役割を果たすための必要な知識・技術を身につけるための訓練とする。 (出場回数を現状の3年に1回程度とする。)
訓練出動の見直し	・真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施。 ・強制はしない。 (操法訓練等の強制は行わず、各種点検等は全分団同一的な計画にて実施する。)
警戒出動の見直し	・効率的な割振りを実施。 (出動を5人程度の班分けで実施とする。)
懇親会等の見直し	・会費制で実施。 ・強制はしない。 (出席の強制は行わず、欠席者からの会費はとらないとする。)
分団の統合	・分団の管轄区域の見直し。 (真に必要な分団について、統合を見据えた検討が必要である。)

②消防団の知名度・イメージアップ

項 目	対 応 策
知名度 イメージアップ	・ポスターや動画等の広報媒体を活用しながら、消防団の活動の全容をわかりやすくPRする。 ・操法大会の実施を広く周知し、地域を挙げて応援願う。 ・消防団への興味を喚起する。 (消防団の活動状況等のイメージアップ動画を作成しPRする。)

必要性のPR 地域に対する貢献度	・消防団の活動実績（災害時対応等）をPRする。 （消防団の必要性や活動状況をホームページや市報等を通じ広く周知する。）
自治会等の協力	・自治会等と協力し、住民に対する直接の勧誘を行う。 （各自治会等に消防団員の勧誘依頼書等を発行し、計画的な勧誘活動をお願いする。）

(2) 大規模災害時のマンパワー確保

①「大規模災害団員」の導入

項 目	対 応 策
消防団OBの活用 学生消防団の活用	・大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない活動を行う「大規模災害団員」を積極的に導入する。 （消防団OBを団員として再加入を促す。） （大学に出向き、学生消防団の勧誘を促す。）

②自治会や自主防災組織等と消防団の連携

項 目	対 応 策
自治会・自主防災組織等の協力	・平時・非常時とも自治会・自主防災組織等と消防団との連携を強化し、大規模災害時には情報収集や消防団との連絡調整等を行う。 （自治会等と日頃から協力体制を維持し、情報収集を図る。）

(3) 多様な人材活用

①女性

項 目	対 応 策
女性団員の入団促進	・引き続き、女性の入団促進に取り組む。 （引き続き、消防救急フェア・防災フェア・救命講習会等で加入促進を行い、さらに、防災協会に加入団体等に入団推薦を行う。）

②地方公務員

項 目	対 応 策
地方公務員の入団促進	・引き続き、地方公務員の入団促進に取り組む。 (市役所職員に、改めて入団促進協力願いを各部課長あてに依頼書を発行する。)

②消防団員OB

項 目	対 応 策
消防団OBの入団促進	・役職を退き、団員階級として活躍を願う。 (消防団OBを団員として再加入を促す。)

③学生

項 目	対 応 策
学生の消防団活動への参加促進	・大学等と連携し、「大規模災害団員」の取り組みや各分団の入団促進に取り組む。 (大学に出向き、学生消防団の勧誘を促す。)

(4) 処遇・装備の改善等

①処遇の改善

項 目	対 応 策
出動手当の見直し	・地方交付税単価を踏まえ、消防団の活動実態に見合う適切な額の出動手当を支給する。 (火災出動4h未満3,500円、4h以上7,000円、訓練・警戒出動一律3,000円で検討する。)

②装備の改善

項 目	対 応 策
消防車両 個人装備の充実	・平成26年の消防団の装備の基準の一部改正に従い、真に必要な消防団の装備の改善を集中的・計画的に進める。 (消防車両のオートマ化及びチェーンソーの配備など計画的に実施する。)



令和 2 年野田市消防出初式



野田市公式動画チャンネル

チャンネル登録 244

*** その他

2020/01/26 に公開

令和2年1月12日に開催された野田市消防出初式の様子をダイジェストでお届けします。
※BGMの「1月1日」は、野田市消防音楽隊が当日に披露した演奏です。

制作：野田市消防本部

野田市では消防団員を随時募集しています。

まちを守りたい・活動に参加したいなど、消防団員活動に興味がある方は下記までお問合せください。

問い合わせ先

野田市消防本部総務課 04-7124-0128

カテゴリ

非営利団体と社会活動